



人材開発支援助成金 不正受給

「訓練経費」は無料になりません

人材開発支援助成金は、企業が支払った訓練経費の**一部**を助成する制度です。この助成金を利用して訓練経費が無料になったり、利益を得たりすることは制度上できません。

⚠ 「無料で訓練が受けられます」は危険サイン！

- ・助成金を受けるには、事業主が訓練費を**全額負担**することが**必須要件**
- ・訓練経費の返金、クーポン、サービスの提供などを受け取ると・・・

→**全額負担していないとみなされ、助成金は受給できません。**

⚠ こんな提案を受けていませんか？

- ・「広告協力してくれたら費用負担なし」
- ・「後からキャッシュバックがあります」
- ・「この訓練は専門家監修なので不正ではないです」

→**不正受給のリスクがあります！まずは労働局に相談を！**

教育訓練機関等から、これらに該当するような勧誘を受けたら、労働局へ情報提供をお願いします！

不安な場合、判断に迷ったらすぐに労働局へ相談をしてください！

本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局にお問い合わせください。

都道府県労働局の
受付窓口



不正受給となった事例は裏面をチェック！

「訓練経費を申請事業主が全額負担」 これが必須要件です！

全額負担していない事例

- 教育訓練機関等から受け取った金額+助成金が訓練費用と同額だった
- 宣伝協力(訓練受講の感想・インタビュー等)のお礼として金銭を受け取った
- 「訓練は実質無料」「事業主の負担はゼロ」と言われ、訓練前後に金銭を受け取った
- 訓練を受講する見返りとして、製品を無料または割引で提供された

→訓練経費を全額負担していないので、不正受給になります！

不正受給となった事例

事例 1

教育訓練機関等から
「訓練契約とは別途、役務契約を結んで協力金を受け取れば、訓練経費は実質無料になる。さらに助成金を申請すれば利益が出る。」
と説明され、実際、協力金を受け取りつつ全額負担したとして助成金を申請。

事例 2

民間コンサル会社から
「研修を実施してくれば、無料でシステム導入を請け負います。」
と説明され、実際、無料でシステムを導入しつつ全額負担したとして助成金を申請。



不正受給と判断されると・・・大きな代償が！

- ・会社名、代表者名の公表(会社の信用を失うことに・・・)
- ・不正受給額を全額返金+不正受給額の2割相当額+延滞金の支払い
- ・5年間、雇用関係助成金は支給されない

→悪質な場合は、刑事告訴の可能性も・・・



人材開発支援助成金 不正受給

不正の自主申告がない場合、
不正な申請をした事業主は**公表**します！（※）

※助成金を実際に受給していない場合を含む。※支給決定取消等を行った額が100万円未満の場合を除く。

※事業主が不正受給に関与していないことが明らかな場合を除く。※8月3日以降の支給申請から適用されます。

! 労働局が調査を行う前までに、自主申告をしない場合は・・・

- 支給申請を行った段階で公表対象になります
- 事業者名と代表者名などが公表されるため、会社の信用・評判を失うおそれがあります

自主申告の方法

- 労働局が調査を行う前に、不正受給に該当する旨を労働局に申し出てください。
- 要件に合致しないことが分かる資料を労働局に提出してください。

自主申告すると・・・

仮に不正受給に該当した場合でも、
以下の場合には原則として（※）、事業主名は公表されません。

- 受給した金額＋違約金＋延滞金を速やかに返還した場合
- 支給申請はしているものの、助成金の受領前である場合

※ 調査に非協力的であるなどの場合、自主申告とは認められませんので、自主申告後も調査にご協力ください。
また、特に重大または悪質な場合は非公表の対象から除きます。

不正受給となった事例は裏面をチェック！

「訓練経費を申請事業主が**全額負担**」 これが**必須要件**です！

訓練経費を**全額負担**していない **不正**となる例

- 教育訓練機関等から受け取った金額+助成金が訓練費用と同額だった
- 宣伝協力(訓練受講の感想・インタビュー等)のお礼として不相当な金銭を受け取った
- 「訓練は実質無料」「事業主の負担はゼロ」と言われ、訓練前後に金銭を受け取った
- 訓練を受講する見返りとして、製品を無料または割引で提供された

※ 上記の例の内容を含んだ申請を行うと不正です

その他具体的な**不正**となる申請の事例

事例 1

訓練機関から紹介された事業者Aから
訓練費用分のお金を貸し付けるので、そのお金で訓練費用を支払うよう指示された。事業主はこの貸付契約が訓練経費を実質的に減額する趣旨で締結された契約だと知りながら、全額負担したとして助成金を申請。

事例 2

教育訓練機関等から
「訓練契約を結ぶと、キャンペーンとして、別途、ギフト券をプレゼントする。
さらに助成金を申請すれば利益が出る。」
と説明され、実際にギフト券を受け取りつつ、全額負担したとして助成金を申請。

**教育訓練機関等から、これらに該当するような勧誘を受けた場合や
自主申告を行う場合、労働局へご連絡をお願いします！**

不安な場合、判断に迷ったらすぐに労働局へ相談をしてください。
また、本助成金のご利用にあたりご不明な点は、
管轄の労働局にお問い合わせください。

都道府県労働局
受付窓口はこちら

